

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋6階において、天井クレーンによる足場材搬入作業時、同クレーンが北西部の壁側設置の仮設足場に接触する事象が認められたため、対応検討。	G	
2	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ用熱交換器(C)貝殻除去装置ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	4号機	原子炉給水ポンプ(A)駆動タービン用ターニングギアの電動機点検時、同電動機据付ボルトが破損したため、当該ボルトを交換。	G	
4	4号機	原子炉再循環ポンプ用電動機・発電機セット(A)の界磁しゃ断器点検時、テスト位置検出用リミットスイッチに動作不良(動作が緩慢)が認められたため、当該リミットスイッチを交換(次回点検時)。	G	
5	4号機	ほう酸水注入系ポンプ(B)試運転の系統構成(封水弁閉、テストタンク出口弁開)時、封水弁閉操作失念によりテストタンクの水がオーバーフローする事象が認められたため、手順通りの操作を徹底。	G	
6	4号機	復水ポンプ(C)用電動機点検時、同電動機空気冷却器取付用ボルト・ナットに不良(ねじ山つぶれ)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
7	4号機	原子炉給水ポンプ封水ドレン弁(B:空気作動)点検時、開度指示板の固定部(溶接)に剥離が認められたため、当該開度指示板を補修。	G	
8	4号機	補機冷却海水系配管点検時、原子炉補機冷却系熱交換器出口配管部の内面に腐食(8箇所)が認められたため、当該腐食箇所を補修。	G	
9	3,4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備の雑固体供給リフトにおいて、シュータ内光電管スイッチに動作不良(感知継続)が認められたため、当該光電管スイッチを交換。	G	
10	その他	協力企業の作業員が、3・4号機東側ヤードを移動中に転倒し、顔を負傷したため、業務車で病院に搬送。	G	